

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係政令の一部を改正する政令 参照条文

(参照法令一覧)

○ 鉱業登録令 (昭和二十六年政令第十五号) (抄)	1
○ 鉱業法 (昭和二十五年法律第二百八十九号) (抄)	2
○ 特許登録令 (昭和三十五年政令第三十九号) (抄)	3
○ 特許法 (昭和三十四年法律第二百一十一号) (抄)	3
○ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令 (平成十五年政令第五百五十四号) (抄)	4
○ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法 (平成十四年法律第九十四号) (抄)	4
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令 (平成十六年政令第九十二号) (抄)	4
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第四百四十七号) (抄)	4

○ 鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）（抄）

（申請の手續）

第十六条 登録の申請をする者（以下「申請人」という。）は、申請書に次に掲げる書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 登録の原因を証する書面

二 登録の原因について第三者の同意又は承諾を要するときは、これを証する書面

三 代理人により登録の申請をするときは、その権限を証する書面

2 (略)

3 登録の原因について第三者の同意又は承諾を要する場合において、申請書にその第三者が記名押印したときは、第一項第二号の書面を添付することを要しない。

（申請書）

第十七条 申請書には、左に掲げる事項を記載し、申請人がこれに記名押印しなければならない。

一 鉱区又は租鉱区の所在地

二 鉱業権又は租鉱権の登録番号

三 申請人の氏名又は名称及び住所

四 代理人により登録の申請をするときは、その氏名及び住所

五 登録の原因及びその日付

六 登録の目的

七 申請の年月日

（債権者の代位）

第二十条 債権者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により債務者に代位して登録の申請をするには、第十七条各号に掲げる事項のほか、申請書に債権者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を記載して記名押印し、かつ、これに代位の原因を証する書面を添付しなければならない。

（登録に関する書面等の記載）

第四十条 登録をし、又は申請書その他登録に関する書面を作成するには、文字を明確に記載しなければならない。

2 前項の場合において、文字を改め、加え、又は削つたときは、その字数を欄外に記載し、これに押印しなければならない。その削除に係る文字は、なお読むことができるように字体を残さなければならない。

(信託の登録の申請の手続)

第六十八条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- 一 委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所
 - 二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め
 - 三 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所
 - 四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所
 - 五 信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨
 - 六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨
 - 七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨
 - 八 信託の目的
 - 九 信託財産の管理の方法
 - 十 信託の終了の事由
 - 十一 その他の信託の条項
- 2 (略)
- 3 申請人は、第一項の書面に記名押印しなければならない。

○鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）

(登録)

第五十九条 左に掲げる事項は、鉱業原簿に登録する。

- 一 鉱業権の設定、変更、存続期間の延長、移転、消滅及び処分の制限
 - 二 共同鉱業権者の脱退
 - 三 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- 2 (略)
- 3 登録に関する規程は、政令で定める。

4 5 6 (略)

(登録)

第八十四条 租鉱権の設定、変更、存続期間の延長、相続その他の一般承継による移転及び消滅は、鉱業原簿に登録する。

2 (略)

3 登録に関する規程は、政令で定める。

4 (略)

○特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）（抄）

(申請書)

第二十七条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記名し、印を押さなければならぬ。

一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）

二 登録の目的が特許権以外の権利に関するときは、その権利の表示

三 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

四 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

五 登録権利者が外国人であるときは、その国籍

六 登録の目的

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

(特許原簿への登録)

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 (略)

3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）（抄）

（石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証）

第七条 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の募集に応じようとする者は、石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証にその引き受けようとする石油天然ガス・金属鉱物資源債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2・3 （略）

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（抄）

（長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券）

第十四条 機構は、第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等の採取、可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに金属鉱物の採掘等に必要な資金に係るものに限る。）並びに同項第二号から第四号まで及び第十二号から第十四号までに掲げる業務並びに同条第二項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は石油天然ガス・金属鉱物資源債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（抄）

（中小企業基盤整備債券申込証）

第十二条 中小企業基盤整備債券の募集に応じようとする者は、中小企業基盤整備債券申込証にその引き受けようとする中小企業基盤整備債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2・3 （略）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）（抄）

（長期借入金及び中小企業基盤整備債券）

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるもの）

限る。)及び第十五条第一項第十八号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業
基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託
会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。